

令和2年度鳥取県教育情報化推進研修業務仕様書

1 業務名

令和2年度鳥取県教育情報化推進研修業務

2 業務期間

契約締結日から令和3年2月28日まで

3 研修概要

(1) 教員向け出前授業

ア 対象：参加を希望する鳥取県内の学校職員（1回当たり最大40名程度）

イ 開催場所：開催する市町村ごとの指定する場所で開催（15回）

ウ 時期：令和2年12月から令和3年2月まで

エ 研修形態：集合型研修

※研修日時、会場、内容等については、鳥取県教育センター（以下「発注者」という。）と市町村教育委員会が連絡調整し、その決定に従って研修を行うこと。

※研修は受託者の使用人が行うこと。

※教育コンテンツを活用した研修を実施すること。

また、ICTに係る授業実践事例が示されている資料や教育コンテンツの提供を研修で行うこと。

※研修受講者が使用するICT機器は、会場の機器又は、研修受講者が持参する機器を使用すること。

※感染症の拡大防止に配慮して研修運営を行うこと。

4 業務内容

具体的な業務は概ね次のとおりである。

(1) 打ち合わせの日程調整及び場所の確保

発注者又は市町村教育委員会と連携して、各研修の打合せに係る日程調整と場所の確保を行うこと

なお、研修の日程調整と会場の確保は発注者と市町村教育委員会が連絡調整して決定する。

(2) 講師の手配・依頼

研修の外部講師の手配・依頼を行うこと。講師の人選に当たっては、発注者の研修担当と協議すること。

(3) 実施要項や資料の作成及び印刷

研修に関する実施要項を発注者と協議の上作成し、研修内容の資料作成と印刷を行うこと。

(4) 会場の設営

研修の際には発注者又は市町村教育委員会と連携して、会場設営を行うこと。

(5) 研修受付、司会・進行、講義・演習等

研修時の受付、司会、進行、講義・演習等を行うこと。講義・演習等については、教育の情報化の目的及び鳥取県情報化推進ビジョンの目的に沿って発注者が立案した研修内容で行うこと。

(6) 研修費用に係る支払い

講師の謝礼や旅費・会場費等の研修に係る費用の支払いを行うこと。

(7) 研修アンケート集約、まとめ

研修終了時に受講者から提出されたアンケート等について実施市町村ごとに集計を行い、研修成果をまとめること。

5 委託業務実施基準及び資格

- (1) 学校に ICT 支援員を派遣した実績を有していること。また、授業における ICT 活用事例を各研修において紹介することができること。
- (2) 鳥取県内で訪問型の ICT 支援員の派遣実績を有すること。
- (3) ICT 支援員認定資格または、教育情報化コーディネーター 3 級以上の資格を保有している者が研修運営に当たること。
- (4) 各研修は、学校での授業支援の経験が 5 年以上ある者が行うこと。

6 情報の管理及び目的外使用等の禁止

受託者は、本委託業務において作成した各種資料等（紙・電子データ）の漏えい、滅失、棄損等の防止について十分に配慮し、情報の管理を行わなければならない。

また、当契約に係る業務を履行する目的以外に、当業務に係る各種資料等を複写、使用、又は第三者に提供してはならない。

7 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

8 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の額の 50 パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

9 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、委託業務に従事する者並びに 8 の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1) 及び (2) の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が (1) から (3) までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1) から (4) までの規定は、業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

10 委託業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の委託業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければ

ならない。

1 1 仕様書と委託業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、委託業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

1 2 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により委託業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

1 3 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1 4 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

1 5 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から10日以内かつ2で定める業務期間内に完了報告書を発注者に提出する。
- (2) 発注者は、(1)の完了報告書を受領した日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行う。
- (3) 発注者は、前項の規定に基づき検査を行った結果、委託業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、(2)の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても(2)及び(3)の規定を準用する。

1 6 委託料の支払

- (1) 受注者は、15(3)の通知を受領した後、発注者に委託料を請求する。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数1日につき鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

1 7 違約金

受注者は、2に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料の額から既完了部分(受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があるとめたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数1日につき、鳥取県会計規則

第120条の規定により計算した額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

18 業務の中止

発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の履行を一時中止させることができる。

19 契約の解除

発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき、又は本業務を業務期間内に履行する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (2) 受注者の責めに帰すべき理由により、本業務を遂行する見込みがないとき。
- (3) 受注者がこの契約に違反し、その違反により、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたとき認められるとき。
- (5) 発注者の都合により、解約の要を生じたとき。
- (6) 発注者が（1）から（4）までの規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。
- (7) 発注者は、（5）の規定により契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

20 暴力団の排除

発注者は、受注者が次の（1）又は（2）のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったとき。
 - ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。
 - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであること知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(3) (1) 又は (2) の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

2.1 賠償の予定

受注者が19の(4)に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

2.2 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、8の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

2.3 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

2.4 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

2.5 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

別記

個人情報取扱業務貸借契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らし
てはならない。

2 受注者は、この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この調達に係る契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この調達に係る業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、業務の目的の範囲内で行う。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還する。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法による。

(事故報告義務)

第8 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者が個人情報取扱業務貸借契約特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。